

平成27年3月12日

国立市議会議長 **青木 健 様**

提出者 生方 裕一

” 重松 朋宏

” 高原 幸雄

” 小川 宏美

” 藤田 貴裕

” 上村 和子

賛成者 阿部美知子

” 前田 節子

” 望月 健一

” 長内 敏之

” 尾張美也子

議案の提出について

議員提出第 2 号議案

平成27年度国立市一般会計予算について、  
元市長に対する高額請求訴訟に関する経費の執行凍結を求める決議（案）

上記の議案を次のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

平成27年度国立市一般会計予算について、  
元市長に対する高額請求訴訟に関する経費の執行凍結を求める決議（案）

2015年第1回定例会に提案された平成27年度国立市一般会計予算案には、訴訟委託料として678万1,000円が計上されている。この訴訟委託料の中には、大学通り高層マンション建設をめぐる当時の市長に現市政が賠償を請求する「東京高等裁判所平成26年（ネ）第5388号損害賠償請求控訴事件」の控訴審の訴訟委託料が含まれる。

当裁判については、東京地裁において2014年9月25日に国立市が敗訴している。さらに、市議会においては法的拘束力のある「権利の放棄についての決議」（2013年12月）に加え、「地方自治法第96条第1項第10号に基づく元市長に対する賠償請求権放棄議決の執行を求める決議」（2014年3月）及び「東京地方裁判所平成23年（ワ）第40981号損害賠償請求事件に係る控訴の断念を求める意見書」（2014年10月）「議会の議決を無視して公費を投入し続けてきた、現市政が元市長を訴える求償裁判の終結を求める決議」（2014年12月）が可決し、裁判の終結が求められてきた。ところが佐藤市長は権利の放棄を求める国立市の団体意思も、裁判終結を求める議会の機関意思もことごとく無視し、訴訟委託料を計上することにより、年度をまたいで任期の最後まで裁判を継続する意思を表明していると解さざるを得ない。

よって、平成27年度国立市一般会計予算における訴訟委託料のうち、元市長に対する高額請求訴訟である「東京高等裁判所平成26年（ネ）第5388号損害賠償請求控訴事件」に係る経費について、執行凍結を強く求める。

以上、決議する。

平成27年 3月 日

東京都国立市議会

提出先 国立市長